

報道関係者各位

株式会社山形飛鳥におけるいか加工品等の不適正表示に対する措置について

県は、株式会社山形飛鳥（酒田市船場町 2-4-12。法人番号 390001014292。以下「山形飛鳥」という。）が製造・販売するいか加工品等の原料原産地名等について、対象原材料のいかに国産するめいかとアルゼンチン産アルゼンチンマツイカを混合して使用したにも関わらず、「イカ（国産）」と、国産いかのみを使用しているかのような表示をするなどし、一般用加工食品等として販売したことを確認しました。

このため、本日、山形飛鳥に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1 経 過

県、東北農政局及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターが合同で、令和 6 年 9 月 19 日から令和 7 年 9 月 17 日までの間、山形飛鳥に対し、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項及び第 9 条第 1 項の規定に基づく立入検査等を行いました。

この結果、県は、山形飛鳥が製造したいか加工品等について、次の（1）から（5）のとおり原料原産地名の不表示など不適正な表示をし、少なくとも令和 5 年 9 月から令和 7 年 6 月までの間に 59 商品、合計 470,701 個と 29,312 kg を一般用加工食品等として関連会社である株式会社飛鳥フーズ（新潟県三条市下保内 409-22）に販売したことを確認しました（別紙 1 及び別紙 2 参照）。

- （1）商品名「いかゴロ焼き（150g）」ほか 33 商品について、原料原産地名「アルゼンチン」の不表示などの不適正な表示をし、少なくとも令和 5 年 9 月から令和 7 年 5 月までの間に、合計 256,257 個を一般用加工食品として販売したこと。
- （2）商品名「手作り塩辛セット（5 セット）」ほか 14 商品について、原材料名「アルゼンチンマツイカ」の不表示などの不適正な表示をし、少なくとも令和 5 年 9 月から令和 7 年 5 月までの間に、合計 45,339 個を業務用加工食品として販売したこと。
- （3）商品名「生冷イカゲソ（日本太平洋北部、北海道沖）1 kg」ほか 5 商品について、原材料に使用した一部のいかの名称「アルゼンチンマツイカ」及び原産地「アルゼンチン」を表示せず、少なくとも令和 5 年 9 月から令和 6 年 11 月までの間に、合計 106,126 個を一般用生鮮食品として販売したこと。
- （4）商品名「原料いか軟骨」について、原産地を表示せず、少なくとも令和 5 年 10 月から令和 7 年 3 月までの間に、合計 29,312kg を業務用生鮮食品として販売したこと。
- （5）商品名「いかの肝醬油 200ml」ほか 2 商品について、事実と異なる原料原産地名が表示されていることを承知しながら、少なくとも令和 5 年 9 月から令和 7 年 6 月までの間に、合計 62,979 個を一般用加工食品として販売したこと。

2 措 置

山形飛鳥による上記 1 の行為は、法第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた食品基準（平成 27 年内閣府令第 10 号。以下「基準」という。）第 3 条第 1 項の表の「原材料名」の項、基準第 3 条第 2 項の表の「原料原産地名」の項、基準第 9 条第 1 項第 13 号、基準第 10 条第 1 項第 4 号及び第 11 号、基準第 18 条第 1 項の表の「名称」及び「原産地」の項、基準第 24 条第 1 項第 2 号の規定に違反するものです（別紙 3 参照）。

このため、県は山形飛鳥に対し、法第6条第1項の規定に基づき、次の内容の指示を行いました。

3 指示の内容

- (1) 製造・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品は、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- (2) 製造・販売した食品について、基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の著しい欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- (3) (2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にし、社内における食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、基準に違反する表示を行わないこと。
- (4) 全役員及び従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- (5) (1)から(4)までに基づき講じた措置について文書により、令和7年12月11日までに山形県知事あて提出すること。

4 今後の対応

県内の海産物等加工業者に対し注意喚起の文書を送付し、適正表示の徹底を図ります。

5 参考

農林水産省は、本日付で、山形飛鳥の販売先であり、当該商品の販売責任者である株式会社飛鳥フーズに対し、不適正表示品の販売をした行為について指示（公表）を行います。

株式会社飛鳥フーズにおけるいか加工品等の不適正表示に対する措置について

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/251111.html>

【添付資料】

- 別紙1 不適正表示一覧表
- 別紙2 不適正表示が確認された商品
- 別紙3 食品表示法（抜粋）、食品表示基準（抜粋）
- 参 考 株式会社山形飛鳥の概要

問合せ先 食品安全衛生課食品・営業衛生主幹 伊藤 陽子 電話 023-630-2567 [広報監] 防災くらし安心部次長 岩瀬 一
--

不適正表示一覧表

表1 一般用加工食品

番号	商品名	不適正表示の内容	販売期間	数量 (個)
1	いかゴロ焼き (150g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「イカ (国産)」と表示	令和6年2月から 令和7年3月まで	77,115
2	いかゴロ焼き (150g×5)		令和6年4月から 令和7年5月まで	8,856
3	塩と肝だけで作ったいか 塩辛 (70g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか (国産)」と表示	令和5年10月から 令和7年3月まで	47,160
4	塩と肝だけで作ったいか 塩辛 (70g)		令和5年9月から 令和7年4月まで	29,400
5	プレミアムいか塩辛 (黒造り) 500g		令和5年11月から 令和7年4月まで	916
6	お刺身 いかとんび (250g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいかトンビ (国産)」と表示	令和5年9月から 令和6年11月まで	22,608
7	(サンプル) お刺身いか とんび		令和5年10月から 令和6年8月まで	680
8	自家製いか塩辛の素 (身500g素プレミアム 100g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか (北日本近海)」と表示 ・原料原産地名について、対象原材料のいか肝に国産とアルゼンチン産のいか肝を混合して使用したにもかかわらず、「塩辛の素 (いか肝 (国産))」と表示	令和5年9月から 令和7年5月まで	10,608
9	自家製いか塩辛の素 (身250g素50g)		令和5年10月から 令和7年5月まで	6,408
10	手造り塩辛セット (身 900g素170g) (2セット)		令和5年12月から 令和7年2月まで	1,032
11	プレミアムいか塩辛 (ホワイト) 70g	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか (国産)」と表示	令和6年2月から 令和7年2月まで	12,080
12	プレミアムいか塩辛 (レッド) 70g		令和5年11月から 令和7年4月まで	4,128
13	プレミアムいか塩辛 (ホワイト) 70g		令和6年8月から 令和7年2月まで	2,208
14	プレミアムいか塩辛 (グリーン) 70g		令和5年12月から 令和6年8月まで	1,152
15	プレミアムいか塩辛 (ブラック) 70g		令和6年10月から 令和7年2月まで	1,152
16	プレミアムいか塩辛 ホワイト (1kg)		令和6年5月	58
17	いかめんたい和え(500g)		令和7年3月から 4月まで	4,284
18	いかのおさしみとうに 500g	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「イカ (国産)」と表示	令和6年2月から 6月まで	1,476
19	いかめんたい和え (500g)		令和6年3月から 4月まで	1,328
20	伪恋食堂 いかうに和え (160g)		令和6年4月から 令和7年2月まで	540
21	伪恋食堂 いかうに和え (500g)		令和6年4月から 令和7年2月まで	496
22	伪恋食堂 いか明太和え (500g)		令和6年4月	216
23	伪恋食堂 いか明太和え (160g)		令和6年4月	90
24	旨い塩辛 JAPAN-S (500g)	・原材料名について、原料いかにアカイカ、するめいか及びアルゼンチンマツイカを混合して使用、又は、アカイカのみを使用したにもかかわらず、「赤いか (国産)、するめいか」と表示	令和5年12月から 令和7年3月まで	6,040
25	するめいかの明太和え	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「スルメイカ (国産)」と表示 ・原料いかにするめいかとアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、商品名に「するめいか」と表示	令和6年7月から 11月まで	5,268

26	鮮度が決め手!いかの塩辛 (70g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「スルメイカ (国産)」と表示	令和6年5月から7月まで	2,760
27	ふっくら!半生で食べるお刺身串(いか軟骨)(5本)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか軟骨 (国産)」と表示	令和6年7月から令和7年4月まで	2,744
28	プレミアムいか塩辛 (ホワイト) 160g	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「いか (国産)」と表示 ・原料いかにするめいかとアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか」と表示	令和6年3月から令和7年2月まで	640
29	プレミアムいか塩辛 (レッド) 160g		令和6年3月から令和7年4月まで	608
30	プレミアムいか塩辛 (グリーン) 160g		令和5年12月から令和7年1月まで	480
31	プレミアムいか塩辛 (ブラック) 160g		令和6年10月から令和7年2月まで	384
32	国産お刺身用するめいか使用 無着色いか塩辛	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「いか (国産)」と表示 ・原料いかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、商品名に「するめいか」と表示	令和5年12月から令和6年4月まで	1,520
33	いかのおさしみとうに 160g	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「イカ (国産)」と表示 ・原料いかにするめいか、アルゼンチンマツイカ及びアカイカを混合して使用、又は、するめいか及びアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか」と表示	令和6年3月から12月まで	976
34	いかのおさしみと明太 160g	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「いか (国産)」と表示 ・原料いかにするめいか、アルゼンチンマツイカ及びアカイカを混合して使用、又は、するめいか及びアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか」と表示	令和6年3月	846

表2 業務用加工食品

番号	商品名	不適正表示の内容	販売期間	数量 (個)
35	手造り塩辛セット (5セット)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか (北日本近海)」と表示 ・原料原産地名について、いか肝に国産とアルゼンチン産のいか肝を混合して使用したにもかかわらず、「塩辛の素 (いか肝 (国産))」と表示	令和5年9月から 令和7年5月まで	12,420
36	手造り塩辛セット (身250g素50g)		令和6年3月から 令和7年4月まで	8,460
37	手造り塩辛セット (8セット)		令和5年9月から 令和7年3月まで	5,000
38	自家製いか塩辛の素3%		令和5年10月から 令和7年1月まで	3,396
39	自家製いか塩辛の素		令和6年5月から 10月まで	1,848
40	うにいか500g	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「イカ (国産)」と表示	令和7年3月から 4月まで	4,724
41	おジカいか明太500g		令和6年4月から 10月まで	2,784
42	旨塩辛 (500g)		令和6年6月	2,060
43	いか塩辛 JAPAN-S (500g)	・原材料名について、原料いかにアカイカ、するめいか及びアルゼンチンマツイカを混合して使用、又は、アカイカのみを使用したにもかかわらず、「赤いか (国産)、するめいか」と表示	令和5年10月から 令和7年2月まで	1,128
44	オリジナルいか塩辛 (250g+50g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか (北日本近海)」と表示	令和6年1月から 9月まで	1,079
45	減塩塩辛 (500g)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「するめいか (国産)」と表示	令和5年10月から 令和7年1月まで	768
46	手造り塩辛セット	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「鮮身 (するめいか (国産))」と表示 ・原料原産地名について、いか肝に国産とアルゼンチン産のいか肝を混合して使用したにもかかわらず、「塩辛の素 (いか肝 (国産))」と表示	令和5年11月から 令和6年2月まで	528
47	いかお造り (ゴロ風味)	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「塩辛 (するめいか (北日本近海))」と表示 ・原料原産地名について、いか肝に国産とアルゼンチン産のいか肝を使用したにもかかわらず、「塩辛 (いか肝 (国産))」と表示	令和6年1月	504
48	手造り塩辛セット	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「鮮身 (するめいか (国産))」と表示 ・原料原産地名について、いか肝に国産とアルゼンチン産のいか肝を混合して使用したにもかかわらず、「塩辛の素 (イカ肝 (国産))」と表示	令和6年7月から 11月まで	480
49	できたてするめいかの肝和え 1kg	・原料原産地名について、対象原材料のいかに国産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して使用したにもかかわらず、「いか (国産)」と表示	令和5年12月から 令和6年6月まで	160

表3 一般用生鮮食品

番号	商品名	不適正表示の内容	販売期間	数量 (個)
50	生冷イカゲソ(日本太平洋北部、北海道沖)1kg	・名称及び原産地について、日本太平洋北部及び北海道沖のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合したにもかかわらず、「するめいか(日本太平洋北部、北海道沖)」と表示	令和5年9月から 令和6年11月まで	50,133
51	お刺身 いか軟骨(500g)	・名称及び原産地について、日本太平洋北部及び北海道沖のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合したにもかかわらず、「するめいか軟骨(日本太平洋北部、北海道沖)」と表示	令和5年9月から 令和6年11月まで	31,240
52	(サンプル) お刺身いか軟骨		令和5年9月から 令和6年8月まで	800
53	生冷イカゲソ(500g)	・名称及び原産地について、山形県産のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合したにもかかわらず、「するめいか(山形県)」と表示	令和5年9月から 令和6年11月まで	8,877
54	鮮度が決め手! するめいかのげそ(300g)	・名称及び原産地について、日本太平洋北部及び北海道沖のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して原料に使用したにもかかわらず、「スルメイカ(日本太平洋北部、北海道沖)」と表示	令和5年9月から 令和6年10月まで	7,596
55	いか刺しそうめん切り落とし1kg	・名称及び原産地について、北日本近海のするめいかとアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカを混合して原料に使用したにもかかわらず、「するめいか(北日本近海)」と表示	令和5年12月から 令和6年10月まで	7,480

表4 業務用生鮮食品

番号	商品名	不適正表示の内容	販売期間	数量 (kg)
56	原料いか軟骨	・するめいか軟骨とアルゼンチン産のアルゼンチンマツイカ軟骨を混合したものに、原産地を不表示	令和5年10月から 令和7年3月まで	29,312

表5 一般用加工食品(委託製造)

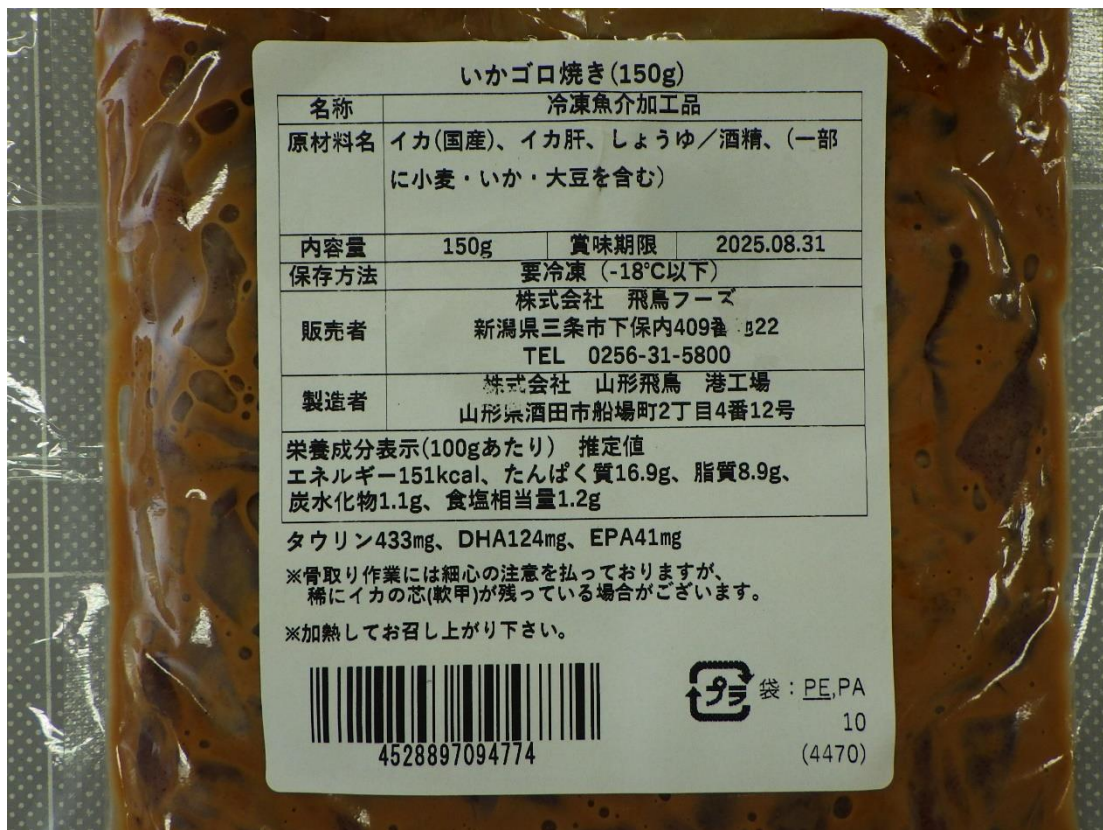
番号	商品名	不適正表示の内容	販売期間	数量 (個)
57	いかの肝醬油200ml	原料原産地名について、対象原材料のいか肝に国産するめいかの肝とアルゼンチン産アルゼンチンマツイカの肝を混合して使用したものに、「イカ肝(国産)」と表示	令和5年9月から 令和7年6月まで	54,283
58	いかの肝ポン酢200ml		令和5年9月から 令和7年6月まで	6,016
59	いかの肝味噌200ml		令和5年9月から 令和7年6月まで	2,680

一般用加工食品	34商品	令和5年9月から 令和7年5月まで	256,257個
業務用加工食品	15商品		45,339個
一般用生鮮食品	6商品	令和5年9月から 令和6年11月まで	106,126個
業務用生鮮食品	1商品	令和5年10月から 令和7年3月まで	29,312kg
一般用加工食品(委託製造)	3商品	令和5年9月から 令和7年6月まで	62,979個

合計	59商品		470,701個 29,312kg
----	------	--	----------------------

不適正表示が確認された商品

1 「いかゴロ焼き 150g」



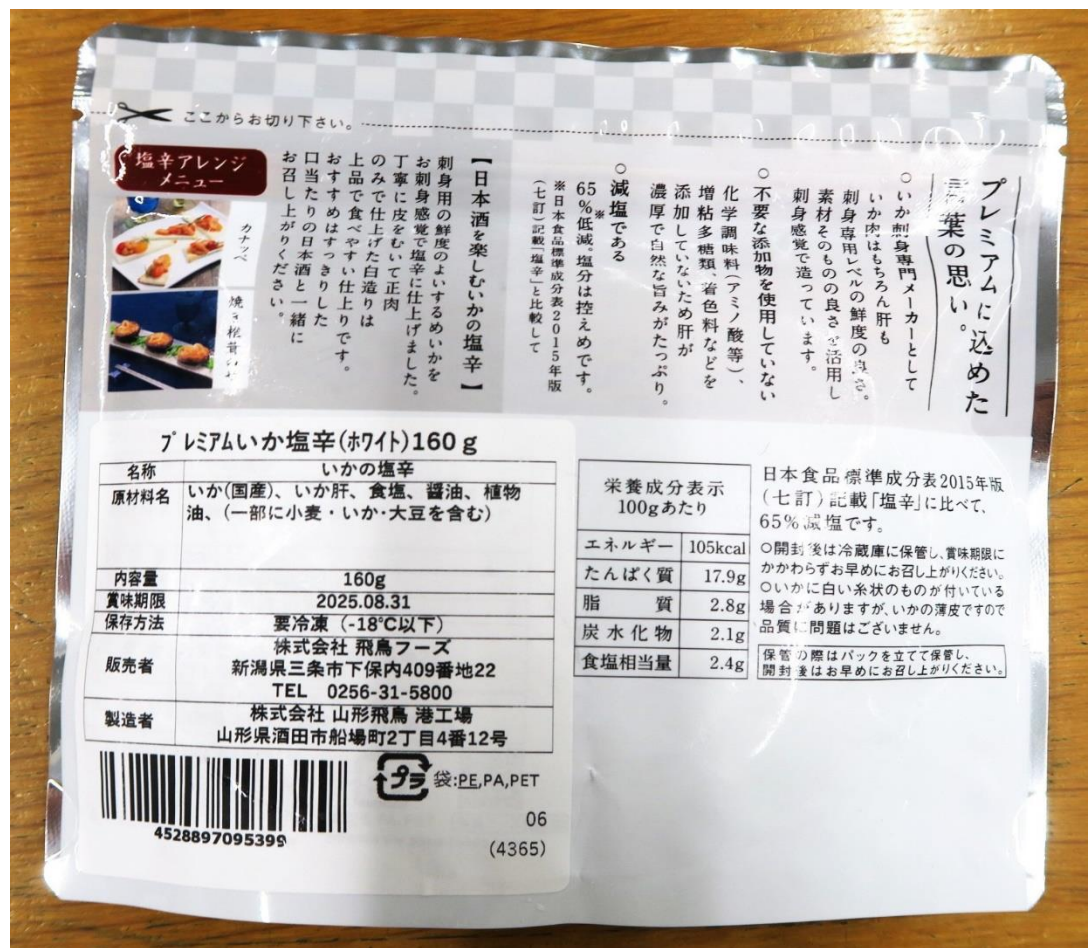
15「プレミアムいか塩辛（ブラック）70g」



プレミアムいか塩辛(ブラック)70 g			
名称	いかの塩辛		
原材料名	いか(国産)、いか肝、食塩、醤油、植物油、香辛料、(一部に小麦・いか・大豆を含む)		
内容量	70 g	賞味期限	2026.03.31
保存方法	要冷凍 (-18℃以下)		
販売者	株式会社 飛鳥フーズ 新潟県三条市下保内409番地22 TEL 0256-31-5800		
製造者	株式会社 山形飛鳥 港工場 山形県酒田市船場町2丁目4番12号		

栄養成分表示(100gあたり)
エネルギー109kcal、たんぱく質16.7g、脂質3.7g、炭水化物2.1g、食塩相当量2.3g
日本食品標準成分表2020年版(八訂)記載「塩辛」に比べて67%減塩です

28「プレミアムいか塩辛（ホワイト）160g」



33 「いかのおさしみとうに 160 g」



食品表示法（平成25年 法律第70号）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 〔略〕

（食品表示基準の遵守）

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2～8 〔略〕

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（立入検査等）

第八条 〔略〕

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵

守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～9　〔略〕

（センターによる立入検査等）

第九条　農林水産大臣は、前条第二項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業員その他の関係者に質問させることができる。

2　農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせるときは、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3～5　〔略〕

（権限の委任等）

第十五条　内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～3　〔略〕

4　この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行うこととすることができる。

5　〔略〕

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号）

（都道府県又は指定都市が処理する農林水産大臣の権限に属する事務）

第五条 法に規定する農林水産大臣の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第二号から第五号までに掲げる事務（第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、法第六条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第七条の規定による公表（いずれも食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるものに関するものに限る。）に関する事務
次のイ又はロに掲げる食品関連事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する指定都市内食品関連事業者を除く。以下この条及び次条において「都道府県内食品関連事業者」という。） 当該都道府県の知事

ロ 食品関連事業者であつて、その主たる事務所及び事業所が一の指定都市の区域内のみにあるもの（以下この条及び次条において「指定都市内食品関連事業者」という。） 当該指定都市の長

二～五 〔略〕

2～8 〔略〕

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）

（横断的義務表示）

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

原材料名	1 <u>使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</u> 一 <u>原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</u> 二～三 〔略〕 2～3 〔略〕
------	--

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

輸入品以外の加工食品	原料原産地名	1 <u>対象原材料（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の（6）に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</u> 一 <u>対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。</u> イ <u>国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。ただし、国産品にあっては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</u>
------------	--------	--

		(イ) 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名 (ロ) 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。以下同じ。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名 (ハ) <u>水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。以下同じ。）した水域の名称（以下「水域名」という。）</u>、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。以下同じ。）<u>が属する都道府県名その他一般に知られている地名</u> ロ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。 二～六 〔略〕 2～7 〔略〕
--	--	---

（表示禁止事項）

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～十二 〔略〕

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 〔略〕

（義務表示）

第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

一～三 〔略〕

四 原材料名

五～十 〔略〕

十一 原料原産地名（一般用加工食品の用に供する業務用加工食品の原材料であつて、当該一般用加工食品において第三条第二項の表の輸入品以外の加工食品の項の規定による原料原産地の表示の義務があるもの（同項下欄の1の2のロの規定により当該一般用加工食品の対象原材料に占める重量の割合が最も高

い生鮮食品の原産地を表示することを売買の当事者である食品関連事業者間で合意した場合（次号及び第二十四条において「当事者間で合意した場合」という。）にあつては、当該生鮮食品。）となるものの原産地に限る。）

十二～三十　〔略〕

2～4　〔略〕

（横断的義務表示）

第十八条　食品関連事業者が生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。以下この節において「一般用生鮮食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

<u>名称</u>	<u>その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、玄米及び精米（消費者に販売するために容器包装に入れられたものに限る。以下この款において同じ。）にあつては、第十九条に定めるところによる。</u>
<u>原産地</u>	次に定めるところにより表示する。ただし、玄米及び精米にあつては、第十九条に定めるところによる。 一～二　〔略〕 <u>三　水産物</u> <u>イ　国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、水域名の表示が困難な場合に</u> <u>あつては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の表示に代えることができる。</u> <u>ロ　イの規定にかかわらず、国産品にあつては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名を、輸入品にあつては原産国名に水域名を併記することができる。</u> 四　〔略〕

（義務表示）

第二十四条　食品関連事業者が業務用生鮮食品を販売する際（容器包装に入れないで販売するものであつて、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、又は加工した場所における販売の用に供する場合及び不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場

合を除く。第二十六条において同じ。) には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

一 名称

二 原産地

三～五 [略]

2～3 [略]

株式会社山形飛鳥の概要

法人番号	390001014292
代 表 者	代表取締役 いからし しちろう 五十嵐 七朗
本 店	やまがたけん さ か た し ふなばちよう 山形県酒田市船場町二丁目4番12号
設 立	平成27年11月16日
資 本 金	金1000万円
業 務 内 容	1 次の各商品、その原材料、副産物及び関連製品の製造、加工、売買及び輸出入 イ 鰹節、調味料及び甘味料 ロ 惣菜等調理食品、清涼飲料水及び酒 ハ 農畜水産物 ニ 各種アミノ酸類、核酸関連物質及び酵素製品 2 前号に関する機械、器具、装置及び設備の設計、製作、売買及び輸出入並びに技術援助 3 不動産の賃貸、管理及び売買 4 旅行斡旋業、ホテル及びレストランの経営 5 食器、日用雑貨、厨房用品の売買 6 損害保険代理業 7 前各号に附帯関連する一切の業務

※登記簿（法人番号は国税庁公式サイト）等より抜粋